

日 時：平成15年7月23日(水)

場 所：農林水産省第2特別会議室

食料・農業・農村政策審議会

総合食料分科会食糧部会議事録

目 次

1、開 会	1
1、部会長あいさつ	2
1、総合食料局長あいさつ	2
1、専門委員会設置の件について	3
1、議 事	
(1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針の策定について	
動向編について	6
《質疑・意見交換》	11
需給見通し編について	13
《質疑・意見交換》	18
《平成15年産米に係る需給見通し》	30
国の方針編	37
1、閉 会	40

開 会

中村食料企画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから総合食料分科会食糧部会を開催させていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

御案内のとおり、7月1日に食糧庁が廃止されました。それに伴いまして、皆様に委員をお願いしておりました「主要食糧分科会」も同時に廃止されたところでございます。先週の15日に「主要食糧分科会」の機能を引き継ぐものとしたしまして、新たに「総合食料分科会」に「食糧部会」が設置されたところでございます。

また、委員及び臨時委員につきましても、廃止されました「主要食糧分科会」のメンバーをそのまま引き継ぐという形で、本分科会の会長でございます上原委員に指名していただいたところでございます。

部会の審議事項等につきましては、資料番号をふっていない何枚かの綴り、「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会」における「食糧部会」の設置についてという中にも書いてございます。時間の関係もありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それから、本部会の部会長でございますけれども、食料・農業・農村政策審議会令第7条第3項の規定によりまして、部会に属しておられます大木委員、生源寺委員及び八木委員の3名の委員の互選によって定めるということになっております。本日は、大木委員が欠席されておりますけれども、事前に3名の委員の話し合いによりまして、これまで主要食糧分科会長を務めていただいていた八木委員を部会長ということで選出されておりますので、御報告申し上げたいと思います。

本日は、大木委員と立花臨時委員におかれましては都合がつかないということで御欠席でございますが、2名の委員の方と14名の臨時委員の皆様の御出席となっておりますので、審議会令第9条の規定によりまして、本部会は成立ということでございます。

本日は、先月30日に旧主要食糧分科会において御審議いただきました「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」につきまして、引き続き御意見を伺いたいと思っております。

部会長あいさつ

中村食料企画課長 まず、八木部会長からごあいさつをいただき、以降の議事進行を部会長にお願いいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

八木部会長 八木でございます。主要食糧分科会に引き続きまして部会長を仰せつかりました。皆様方の御協力をいただきなら、部会の円滑な運営に務めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

初めての本省での会議という感じがいたしますが、本日は、先ほど食料企画課長からお話ございましたように、基本指針について御議論をいただきたいと思ひます。

なお、本部会につきましては、審議会議事規則第3条第2項の規定により、会議は公開することとし、傍聴者の方々も御出席されております。

また、本部会において、皆様からいただきます御意見等につきましては、議事録として取りまとめの上、公開させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

今回は、設置後初めての部会ということで、本来でありますれば各委員を紹介させていただくということになるわけでございますけれども、御承知のとおり、旧主要食糧分科会と同じメンバーでございますので、お手元の座席配置図と委員名簿をごらんいただくことといたしまして、紹介は省略させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、大木委員と立花委員のお二人については、先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日は御都合がつかず御欠席でございます。

総合食料局長あいさつ

八木部会長 それでは、議事次第に従ひ、まず総合食料局長からごあいさつをお願いするところですが、本日はやむを得ない事情で欠席でありますので、かわりまして伊藤総合食料局次長にあいさつをお願いいたします。

伊藤総合食料局次長 次長の伊藤でございます。今日、国会の審議が入りまして、局長はそちらに出席ということで、残念ながら出席できませんので、私がかわりまして一言ごあいさつ申し上げたいと思ひます。

本日御出席の委員の皆様におかれましては、日ごろから農林産行政の推進につきまして

御支援、御協力をいただきまして、また、本日は大変お忙しい中御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

先ほど食料企画課長からお話がありましたように、去る 15 日に総合食料分科会が開催されまして、正式にこの食糧部会の設置が決定されました。本日から食糧部会が、主要食糧の需給及び価格の安定につきまして、従来担当しておりました主要食糧分科会、またその前身の、いわゆる米価審議会の役割を引き継いでいただくということになるわけでございます。

御案内のとおり、米政策につきましては、近年におきます米をめぐる閉塞状況を打開していこうということで、昨年来ずっと議論がなされまして、昨年 12 月に「米政策改革大綱」というものが決定されたわけであります。今後は消費者重視、市場重視という視点に立って需給調整、流通制度、関連施策等全般的に改革を進めていこうということになっております。

具体的に、去る 4 日には食糧法の改正が公布されました。この食糧法の改正によりまして、来年 4 月 1 日から新しい生産・流通のスキームが施行されることになるわけでございます。本日は、新しい米政策の目標になります、需要に応じた売れる米づくりを目指していくわけでありますけれども、そのかなめであります、また、改正食糧法にも規定されておりますけれども、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を御審議いただくということでございます。6 月末に引き続きまして 2 回目の会合ということでございます。そういう基本指針の位置づけについて御理解いただきまして、ぜひ忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

簡単でございますけれども、以上をもちましてごあいさつとさせていただきます。

八木部会長 どうもありがとうございました。

なお、伊藤次長におかれましては、都合によりここで退席されますので、御了承をお願いいたします。

専門委員会設置の件について

八木部会長 それでは、審議に入りたいと思いますが、その前に前回の主要食糧分科会の場で、需給見通しについては専門的な色彩が強いことから、専門委員会を設けて議論してはいかがかという意見をいただきました。まず、事務局からその件につきまして説明が

あるとのことですので、食料企画課長からお願いいたします。

中村食料企画課長 ただいま部会長からありましたように、前回、6月30日の主要食糧分科会におきまして、需給見通しの審議に関しまして、より実務的な議論を行うため専門委員会を設けるなどしてはどうかという意見をいただいたところでございます。特に資料は用意しておりませんが、このことにつきまして事務局内で検討を行ったわけでございます。

一つには、本部会は、消費者、農業者をはじめといたしまして米の販売業者、マーケティングの専門家等幅広い分野の専門家の方に今回委員になっていただいております。

二つ目には、冒頭御説明いたしましたとおり、本来は、総合食料分科会という中におきまして審議を行うべきところでございますけれども、食糧、特に米の関係を専門的に審議 - 麦も若干ございますが - する場として、この部会が特別に設置されているわけでございます。このような観点から設置されたこの部会を、まさに実質的な審議の場として運営していく必要があるのではないかとすることを念頭に置く必要があると思っております。

その上で、この部会の運営の問題といたしまして、部会を形骸化させないようにするという一方、審議の時間的制約ということもあるかと思えます。そういうことにかんがみれば、専門部会という提案がございましたけれども、それは当面設けずに、二つの工夫を行うことで、この問題に対応していったいはいかがかというふうに考えております。

この部会における需給見通しについての審議を補うために、一つといたしまして、より専門的な方や、米取引に直接かかわっていらっしゃる方などを対象に、9月に開催する予定の部会においてヒアリングを実施する。これが一つでございます。

もう一つは、その部会の前までに、我々事務局におきまして、特に都道府県の方からそれぞれの地域の産地の実情なり、取り組み意向等につきましてあらかじめ情報を収集いたしまして、それを整理して、客観的な資料として部会に提出するということをしてはどうかということでございます。

もう少し具体的に申し上げますと、最初のヒアリングの件につきましては、この部会には卸売業界を代表して藤尾委員、外食業界を代表して横川委員、生活協同組合の小熊委員にそれぞれ委員として入っていただいているわけでございますが、大変恐縮ですけれども、まずは、それぞれの委員の皆様から需給動向等につきまして、御商売等をされている中で感じておられることについて御意見を拝聴させていただくとともに、中食の業界とか加工業界、米の小売業界等からも適当な方に御出席をいただきまして、お話をお聞かせ願うと

ということとしたいと考えております。

二つ目の、産地の実情なり取り組み意向の把握という件につきましては、現在各都道府県で行われております米生産の取り組みとか、都道府県が把握している需要動向、それから「地域水田農業ビジョン」の策定が今行われておりますが、それが進む中での今後の見通しとか方針につきましては、都道府県別の需給見通しの審議に当たって参考となると考えられる事項について、書面またはヒアリングで把握をいたしたいと考えております。

以上、専門委員会の設置ということに関連しまして、二つの工夫について考え方を説明させていただきました。よろしくお願いいたしたいと思っております。

八木部会長 いかがでしょうか。今、事務局の方から専門委員会を設けるよりは、この部会で多面的な議論を進めることが必要ではないか。そのために、一つは、部会としてヒアリングを行う、もう一つは、産地の実情あるいは取り組みの状況については、食糧庁の方で客観的な資料を準備して、この場に報告をしていただく、こういうことで補っていきたいということですが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

中村食料企画課長 すみません、事務的な手違いがございました。今二つの工夫について御了解をいただきましたので、そういうことで対応させていただきたいと思っておりますが、委員の皆様方におきましても、こういうことを聞きたいとか、こういう人に来ていただきたいといういろいろな提案なり御希望があろうかと思っております。そういうヒアリング等が効率的に行えますように、アンケート用紙をお配りさせていただきたいと思っております。8月から9月にかけて、例えば都道府県に対してお話を聞くことをやらなければいけませんし、次回の部会は多分9月ごろになると思っておりますので、大変恐縮でございますけれども、来週の月曜日あたりまでにファックスまたは郵送で、こういうことがいいのではないかとか、こういう人に出てきていただきたいということがございましたら、出していただきたいと思っております。

最終的には、特に都道府県に対する質問事項、もしかするとすごく多岐にわたるかもしれないという感じを持っておりますので、そこは適宜事務局の方で整理をさせていただいて、都道府県に対するヒアリングなり情報収集をさせていただきたいと思っております。審議の途中でアンケート用紙を配らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

八木部会長 今の点もあわせてよろしゅうございますか。

議 事

(1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針の策定について 動向編について

八木部会長 それでは、本日の議事に入りたいと思いますが、議事の進め方として、基本方針が動向編、需給見通し編、国の方針編で構成されておりますので、それぞれごとに事務局から説明をいただきまして、御議論をいただいております。

なお、本日は概ね 16 時ごろを目途に審議を終了する予定で進めたいと思いますので、この点についても御協力のほど、お願いいたします。

このような進め方でよろしゅうございますでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

それでは、計画課長、まず、動向編についてお願いいたします。

今城計画課長 計画課長の今城でございます。よろしくお願いいたします。

本日お配りしております資料で一番厚い資料、資料 1 - 1 「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（動向編）」というものでございます。これにつきましては、前回 6 月 30 日のこの審議会でお配りさせていただいておりますが、その際、委員の皆様から御意見をちょうだいしておる部分等ございます。その部分について修正を加えておりますので、修正を加えた部分を中心にざっと御説明をさせていただきます。

まず、小熊委員の方から、単独世帯の増加と高齢者の増加をクロスしてとらえることが必要という御意見をいただいております。4 ページをお開きください。図 - 1 - 4 「世帯別人員の推移」というところに将来の推計値を加えております。実線で右肩に上がっているのが単独世帯のラインです。ごらんいただきたいのは、65 歳未満と 65 歳以上というところで下に分けて書いてありますが、単独世帯の 65 歳未満の方はやや減っていく。逆に単独世帯の 65 歳以上、要するに、高齢の単独世帯が急増していくということでございますので、今後はこうした世帯のニーズに応えていくということが重要になってくるのではないかとということでございます。

続きまして、吉水委員の方から、簡便化志向の中には省力化、省時間の両方あるが、面倒なことは避けたいという側面が強調され過ぎているのではないかと御意見をいただいております。資料の 7 ページ、10 行目、「特に」の параグラフの 2 行目から 3 行目にか

けまして、「食事の準備における省時間、省労力を求める簡便化志向の高まり」ということで解説をつけさせていただいております。

さらに、12 ページ、「例えば」というパラグラフの2行目、「特に、食事の準備の時間が限られる朝食で」と、もともとは単に「朝食で」となっておったのですが、そのところを修正させていただいております。

さらに、13 ページも同じように、左側の文章の2行目ですが、「消費者の簡便化志向に応えた省時間・省労力商品」というものを加えさせていただいております。

続きまして、53 ページをごらんいただきたいと思います。ここは在庫の議論でございますが、最近、政府に在庫が155万トンたまっている。昨年10月末で150万トンあるということで、特に積み上がっている在庫の中身が8年産、9年産というのがまだ売れ残っているということがありまして、その経緯を「その後」という三つ目のパラグラフでつけ加えさせていただいたということでございます。

それから、88 ページ、これも在庫の議論ですが、こちらは民間流通における6月末在庫の推移ということで、どうしてこういうふうに振れが大きいのかというお話もございました。したがって、このパラグラフ全体をつけ加えさせていただいております。一番下のパラグラフで、例えば、12年緊急総合米対策による需給改善効果により先高感というものが生まれて、販売業者の引き取りが促進され、自主流通法人の在庫が、13年6月末には97万トンというふうにガクンと落ちているのですが、反面、登録卸売業者の在庫が伸びている。そういう関係が在庫の移動にはどうしても生ずるということを解説でつけ加えさせていただいたという修正を加えております。

そのほか、今御紹介しませんでした、30日のときには空欄になっていたコラムという欄が幾つかございます。そのところを、生産現場において非常に意欲的な、先進的な取り組みをされている事例、酒米と結びついている事例とか、そういう消費と結びついた取り組みをされている事例等を紹介させていただいております。一々御紹介できませんが、そのところを充実したということでございます。

その他、直近のデータ公表で、この30日からの間で公表になったデータは更新させていただいておりますが、それを一々メンションするということは割愛させていただきます。

続きまして、資料4「委員要求資料等」というをごらんいただきたいと思います。これは前回30日のときに委員の皆様方からいただいた、こういう資料はないのかという御要求で、それに対するお答えとして取りまとめさせていただきました。そのうち、動向編

に関することについて、1と2 - 1、2 - 2を御説明させていただきます。

1は、生源寺委員の方から、主な統計調査の特徴、くせと申しますか、そういうことを教えていただきたいという御要求でございます。細かい字でたくさん書いてあるので、全部を御紹介できないのですが、例えば、一番上の「食料需給表」と厚生労働省の「国民栄養調査」、これは似たようなカロリーの数字が出てくるのですが、実は微妙に違っているという数字が出ます。その理由といたしましては、例えば、右側の「調査の特徴」のところに書いてありますとおり、農林水産省の「食料需給表」は、「消費者等に到達した食料のそれであって、国民によって実際に摂取された食料の数量及び栄養量ではない」、要するに、到達して、その後食べたか食べないか、そこまではいかない調査でございます。

それに比べまして、厚生労働省の「国民栄養調査」は、「国民によって実際に摂取された食料の数量及び栄養量」という調査の仕方になっておりますので、こちらの方はカロリー等が全部低く出るというようなくせと申しますか、そういう特徴がございます。

その他、総務省の「家計調査」、食糧庁の「米の動向調査」、「食糧モニター調査」、そういうものを掲げさせていただいておりますが、これらにつきましては、家計簿ですとか、記録を2年間と、一定程度長期にわたってつけていただける、そういうことに御協力をいただける調査対象というところでは拾えないというような一定の制約がございまして、端的に申せば、若者のひとり世帯とか、そういうところはこの調査から外れてしまうという特徴が出てくるということでございます。

それから、下から2番目、「食料品消費モニター調査」、それから「作り手の意識から見る朝食実態調査」、これは下から2番目の右側をごらんいただきますと、「食料品の規格、表示等に関心を持つ一般消費者」という設定になりますので、非常に意識の高い方という調査対象になるということ。それから、朝ごはんの方は、朝食の作り手で多いのは主婦の方だと思いますけれども、そういう方が対象になる。そういう特徴がどうしても出てしまう、そういうくせがございます。

2枚目ですが、農水省の「耕地及び作付面積統計」、「作物統計」、これはいずれも農水省の統計部で調査しております。「耕地面積統計」は、耕地のメッシュをつくって、そのメッシュを220万単位区から約4万単位区（標本）を抽出いたしまして、それを伸ばして推計するという方法でっております。また、実際に調査員が行って、目で見て判断しますので、例えば登記簿上とか、そういうのとは全く違ってくるということが起こります。

それから、「作物統計」、これも統計部の方で実際に現場へ行って、月1回、計6回を基

本に調査を行うということで、かなり大規模に農水省ではいろいろな統計の基礎として使っているものでございます。

あと、食糧庁の「生産者の米穀現在高等調査」、「米麦加工食品生産動態等調査」、「米麦等の取引動向調査」ということでございます。これも食糧庁の食糧事務所員、今は農政事務所ですが、その職員が行って調査したり、アンケートをしたりして行うということで、かなり手間がかかった収集をしておるということでございまして、そういうようないろいろな手法の調査がこの動向編には散りばめられているということでございます。

確かに、生源寺先生のおっしゃるとおり、いろいろくせがある部分もございまして、そこはこういうものだと頭を置いていただければと思っております。

続きまして、2 - 1ですが、これは岩田委員の方から、外食における米の需給変動というのはどうなっているのかという御質問がございました。まず、右側のグラフをごらんいただきますと、米の仕入量の変化です。まず、「増加している」というふうにお答えになった中を見ても、お客様の増加、販売量自体の増加、店舗数の増加、これが大体同比率ぐらいで並んでおります。逆に「減少している」というところにつきましては、お客様が減少というのが一番多い、次が販売量の減少、店舗数の減少というのはガクンと落ちているということになっております。

結論的に言うと、「変わらない」というのと「減少している」というところの比率の方が、「増加している」よりは高いというか、どちらかというところ「減少している」の方が多く出ているのかなという数字が出ております。

今後の仕入量の見込みということもお答えいただいておりますが、「増える」というところが「減る」よりは多いのですが、一番多いのは「変わらない」というところの数字というふうになっております。

1枚おめくりいただきまして、外食事業者の米の仕入内容の変化というところですが、ここも右の表をごらんいただきますと、一番多いのは「品質・食味を変えないで、仕入単価も据え置いた」というところが一番多いのですが、その次に多いのが「品質・食味を変えずに、仕入単価を下げた」というところが多いということになってございまして、最近の厳しい状況が反映されているのではないかと見られます。

外食事業者の米の仕入先という右側の表ですが、ここにつきましては、卸売業者、小売業者を合わせると8割を超えております。その他、産地経済連なり産地農協等の直売とか、そういう関係がありますが、8割方、卸、小売さんから購入されているという数字が出て

おります。

左側のグラフは「外食事業者の米の仕入れについての契約頻度」ということですが、やはり圧倒的に、65%の方が事前一括契約という形で購入されております。あと、6カ月、3カ月ということで、そのたびという方はあまり多くないという数字が出ております。

次に、マクロで見た外食産業における米の需給動向ということでございます。端的に申し上げますと、近年、これはあくまで推計値ですが、250~260万トン程度ではないかと見られます。米の全体の需要量の約3割ということでございます。

食事形態別に見た外食産業の市場動向ですが、これは平成14年の数字です。売上高、客数ともに一応伸びているという数字になっております。しかしながら、一番右のお客単価がちょっと落ちているという傾向で、これもデフレと申しますか、そういう傾向が出ているのではないかとございます。

6ページですが、これは外食間でどういう入れ替わり関係があるのかという御質問がありました。例えば牛丼価格を、価格改訂なしのところと、価格改訂をしたところがどうなったかということですが、やはり値下げをされた右側のB社という方はグンと増えるということが如実にあらわれております。下が、ハンバーガー店ですが、これも平日半額というようなことをやればグンと上がるし、価格改訂をしないと横ばいか、横ばいよりは7%下がっているという結果が出ております。

7ページは割愛させていただきます。

次に、2-2、「米加工品」の需給変動要因ということですが、これは作りだめがあるかどうかということですが、結論的には、そう作りだめはないのではないかとございます。1ページの右側は加工米飯の生産量ですが、これは順調に、先ほどの簡便化志向等を反映いたしまして伸びているということになっております。

9ページにア「無菌包装米飯」、イ「冷凍食品」、ウ「乾燥米飯」ということで別々に記述させていただいておりますが、結論的に言えば、賞味期限との関係でなかなか作りだめということにはならず、賞味期限がある以上、作りだめをして置いておくということは、最近の消費者の、新しいものを購入するというビヘービアから見て、あまりされていないというのが結論であります。

最後の乾燥米飯ですが、これも賞味期限は長いのですが、需要が、災害用、旅行用と限定されておりますので、それ用に作りだめするということはあまり行われていないということでございます。

10 ページは米菓、せんべい等ですが、右のグラフをごらいたいただくとわかりますが、ほぼ一定でありますし、年間を通じてもほぼ一定の需要という傾向が出ております。

それから、米穀粉ですが、最近やや下がっておりますが、年間を通じてほぼ一定の需要ということではないか。作りだめにつきましても、2週間程度の在庫を持つということかなということでございます。

動向編の御要求資料につきましては以上でございます。

質疑・意見交換

八木部会長 ただいま6月30日の旧主要食糧分科会で皆様からいただきました意見を踏まえた修正点を中心に、また、請求されました資料を中心に説明いただきましたけれども、動向編全体について、あるいは追加資料について、もし御質問、御意見がありましたら自由にお願いたします。

この資料にこだわらずに、米に関する最近の動きとか、質問とか、また新しい資料請求等ございましたら、御自由にお願いたします。

横川委員、どうぞ。

横川委員 外食における米の需給変動について、今データを聞いていたのですが、例えば3ページの2-1ですが、「変わらない」、「増える」、「減る」とあります。今、外食を見ていくと、炊飯米と加工米のところをどういうふうにとらえているのかちょっとはつきりしていないということが気になるのです。例えばピラフなどは、10年前と比べると10倍ぐらい売れているのです。その辺のところを含めて、ただお米という消費量ではなくて、炊いて食べるごはん、いわゆる味付け米をどう見るか。チャーハンとかピラフとかドリアとか、いろいろあるのですが、その辺の商品がものすごく変動しているのに対して調査が入っていないのではないかというのがちょっと気になります。

もう一つ、4ページ目に「食味をよくし」、「食味を変えず」とありますが、食味を落として下げている店もあるのですが、それが調査項目に入っていないですね。これは調べても実態は出ないと思います。それをやるとばれてしまいますので。変な言い方をしますと、お米が上がると、割れ米を入れて炊いているところもあるわけです。ですから、1等米とか2等米とか3等米によって価格が違いますから、今までと違ったお米を、藤尾さん、御存じかな。あまり言うともまずいですかね。その辺のところの実態が本当に出るのかという

あたりは、実務として何が起きているのかということをやらないと、このデータだけでは間違ってしまうのではないかとということが二つ目です。

三つ目に、5ページのファミレスの売上高と客数が増えていますというデータは、確かにそうですが、実態は私が見る限りはこれと違う形になっておりまして、焼肉屋さんはこちらに落ちてないです。これは前のデータでありますから、BSEのときのデータが出てくるとマイナスがいっぱい出てくるんです。今は92%~95%まで戻ってきておりますから、前年が落ちて翌年上がると、前年対比という数字などを見てもあまり意味がないんです。3年連続どうなったかというレンジで見ないと、単体で見てもあまり意味がないということで、どうもこのファミレスのデータは、今はこんなに状況はよくありません。既存店売上高で言うと落ちていまして、企業の売上げは店舗数が増えることによって伸びていますが、既存店はほとんど落ちているんです。95を超えたらAランクといつも言っているのですが、前年対比、既存店が95を超えているとAランクで、90が普通で、90を切つて、今悪いところは80を切るか切らないかという店も出ていますから、ちょっとこのデータは古いのではないかとあたりが気になりますので、一言申し上げておきます。

八木部会長 計画課長、お答えありますか。

今城計画課長 第1点目は、仕入動向のアンケートでございますので、炊いて使うお米に偏っていると思います。そこは大変申しわけありません。

それから、確かに品質・食味のところはあくまでもアンケート調査でございますので、そこはどうかというお話はあろうかと思えます。

3点目の、売上高というふうに、全体で見ると実感と違うというお話かもしれませんが、年次の問題につきましても、私どもがデータとして得られたものはこれが限界だったので、そこは確かに横川委員おっしゃるようにきめ細かなものにはなっていないということは反省しております。

横川委員 もう一つ追加して、御承知いただければ、データを直すとかということではなくて、頭に置いておいていただくだけで、今申し上げたのは直す必要は全然ありませんで、このデータと実際との違いを申し上げます。

6ページの牛丼の関係ですが、これは初めの6カ月ぐらいで、この後のデータはこれと違っていまして、1年たつとほとんど伸びてないわけです。そうすると、問題は、データをどこでとったかによって変わりますから、牛丼もハンバーガーのデータも、1年後についてはこの数字ではないということは頭に置いておいていただきたいと思えます。

八木部会長 ありがとうございます。

藤尾委員、何か関連してございませんか。

藤尾委員 外食では店の数を増やすことによって売上げをカバーしているわけですが、常に国から出てくる消費の問題とか、外食の問題は悲観的なデータが多いんです。これも今おっしゃったように明るさがないですよ。ですから、米というのが主食であるとするれば、めちゃくちゃせいとは言いませんけれども、もう少し的確な情報とかいろいろなものをとっていただいたら、でないと、消費者は、お米の消費が減っている、また減った。去年より今年減ったということで、ごはんを中心に食べたら、毒を食べているような話になったら困りますので、もう少し明るくってほしいわけです。先ほど言われたように、とる時点をもう少し考えてほしいと思います。

八木部会長 ありがとうございます。この点については、またヒアリングとかその他で少し我々の情報を確かなものにするということも可能だろうと思います。

ほかにございませんでしょうか。

需給見通し編について

八木部会長 それでは、引き続きまして、需給見通し編について計画課長から説明をお願いいたします。

今城計画課長 資料2「需給見通し編」という資料に沿って御説明をさせていただきます。

1ページ目ですが、ここは前回の6月30日の需要量の実績なり見込みの出し方を御説明させていただいておるわけでございます。まず、全国ベースの需要量につきまして、需要量のとらえ方は、これまでの米穀年度にかえて、新米の出回る前の6月末在庫を起点とするということで、その増減により1年間の期間をもって算出するというところでございます。この需要量の実績を活用して、全国ベースの2年後までの需要量の見通しを算出するということになるわけでございます。また、都道府県産米の需要量をもとに、各都道府県産米、県ベースは県ベースで2年後の需要見通しを算出する。これらの需要見通しを基礎といたしまして、食糧法に基づいた生産目標数量を設定するということになるわけでございます。

その具体的な算出方法ですが、これも前回御説明したところでございますけれども、民

間流通米の需要量につきましては、政府米以外の対象米穀の生産量と在庫数量の増減、要するに6月時点の増減というものをもとに、それに生産量を足して需要量とする。政府米の方につきましては、需要量は、政府米の主食用の販売数量とするということになるわけでございます。

生産量のとり方としては、農林水産省の統計部が12月に公表します確定水稻収穫量、これから加工用米と政府買入数量を控除するという数量になります。

在庫数量ですが、これは11年、12年、13年、14年の6月末時点で、自主流通法人が保有する在庫数量でございます。ただ、今年の6月末時点の調査からは、在庫量のとらえ方を拡大いたしまして、生産者段階、集荷段階、販売段階、それぞれ一定の取扱量以上の方をカバーして調査するという調査をかけたところでございます。

算出式としては、「N年（ある年）の6月末在庫＋その年の生産量－翌年の6月末在庫」というものが民間流通米の需要量ということになります。政府米の需要量は、N年の7月から翌年6月まで1年間の主食用の販売数量、こうすることで「a＋b」が需要量ということになります。

この算式に基づきまして、3ページですが、11～14年産米の需要量、前は13年産米まででしたが、今回は15年6月の在庫量が出ましたので、14年産米の需要量と実績が出ました。それが899.9万トンということになるわけでございます。

なお、11年産～13年産は自主流通法人のみの在庫量の調査でありまして、今年始めた流通段階なり生産者段階の在庫量は今年のデータしかありませんので、比べられないということで、残念ながら、今年初めて調査した在庫量は除いて、自主流通法人のみの在庫量で比べたということで、右側の表を算出したわけでございます。

残念ながら、この数字が、11、12、13、14、それぞれジグザグに振れているという実績になっているわけございまして、後ほど御説明しますが、これは補正をしないと、このままでは使えないのではないかという感じがしております。

4ページは各都道府県産米の需要量です。今の全国ベースと同じ作業を各県ベースに分けて、各県産米で分けて在庫の差し引きと生産数量から出した14年産の米需要量の実績でございます。ですから、これも、残念ながら自主流通法人の部分だけで差し引きをさせていただいているということでございます。

5ページをお開きください。先ほど申し上げたとおり、生の11～14年産の需要量実績がジグザグに振れているということで、これを機械的にやると実際の需要量の傾きなり、

振れとかなり違うのではないかということになりますので、前回御提案したものに修正を加えなければいけないということで、こういう算式をとらせていただきました。

まず、データとして、在庫の振れをなるべくならすということで、期間を前にどれだけさかのぼれるかという作業をさせていただきました。実は 10 年産米以前につきましては 6 月末在庫というのは統計上ございません。しかしながら、10 月末在庫の数字は持っております。したがって、その 10 月末在庫の数字から、10、9、8、7 の 4 カ月に売れた数量を引きまして、6 月末の数量を推計するという作業をやりました。これをさかのぼれるのは 3 年産のところからの差し引きということでございます。

さらに、 ですが、スパンを長くするという補正に加えて、とれるものはとろうということで、生の需要量に影響を与えたと思われる卸売業者の 6 月末在庫を考慮いたしまして、右の表ですが、在庫の増減をならして、それで補正をかけた需要量というのが一番右の「 - 」という欄でございます。これでもまだ振れているのですが、最初の 11~14 年産米のジグザグの振れよりは少し小さくなっておるし、スパンが長いということで、少し補正されているのではないかと考えております。

この補正された需要実績をもとに、6 ページですが、6 月 30 日に A 案から D 案までの 4 案をお示しさせていただいたわけでございます。

まず、A 案は、全国の過去の需要量を一次回帰式で、そのまま機械的に伸ばしたやり方です。これで 15 年産と 16 年産を推計いたしました。ただ、5 年産は、例の大不作の年でありまして、異常年ということで、これはデータから除いて取りました。これで計算いたしますと、15 年産米が約 856 万トン、16 年産米が約 844 万トンという数字が出ます。

7 ページの B 案は、2 年で振れているということなので、まず、2 年移動平均、先ほどの需要量の実績に 2 年移動平均を掛けまして、その 2 年移動平均の更に平均をとるという形で算出いたしますと、13 万トンの減少という数字が出てまいります。一番右に「132」と書いてございます。13 万 2,000 トンということでございます。したがって、左下の黒枠で囲ったところですが、15 年産が 869 万トン、16 年産が 856 万トンという数字でございます。

その下のグラフは、2 年移動平均の数字というのは、非常になれて、傾向値としては引っ張った線のところからまり合っているということで、この 2 年平均ですとなれて、かつ傾向をうまくあらわしているのではないかということがおわかりいただけるかと思いません。

続きまして8ページ、C案です。これは直近の1年間の需要量をもとに、先ほど御紹介させていただきました食糧庁の「米の消費動向等調査」、これの増減率を掛けて算出する方式です。これは残念ながら、14年産の数量が、最後がはね上がっている実績をスタート台にして、そこから減少するということになるので、直近年がやや振れているという状況のもとでは、実感とは違う数字が出てしまうというくせがあるということでございます。

D案も基本的には同じ考え方です。直近1年間の需要量に、今年3月、私どもの基本計画で、年間需要減少量が約13万トンという見込みをしたところでございますが、それを単純に13、13と2年間引いたという出し方でございます。したがって、これもC案と同じ欠陥があります。要するに、発射台が、直近1年が上にピュンと振れているときは、非常に実感と違う数字が出てしまうという欠点がございます。

9ページですが、このような各手法の評価、評価と言っても私どもの評価をまとめました。これを御議論していただくわけですが、今ずっとそれぞれのところで言及してきたこともございますので、簡単に申し上げます。

まず、A案は、一次回帰式で機械的に算出させていただいたのですが、直近の15米穀年度の需要量見込みから2年間で34万トン下がる。一次回帰の式が、そのときたまたま下に離れているとこういう結果になってしまうということで、ちょっと実感から見て過大な減少となっているのかなというおそれがあるのではないかとということでございます。

B案については、2年移動平均ということのならば、7ページのグラフで御紹介したように、トレンドとも非常にマッチしているという形でございます。いろいろな数字の実感の対応関係から申し上げても、かなり一致している水準となっているのではないかとこの評価でございます。

C案、D案につきましては、本編の説明で申し上げたとおり、直近の数字がはね上がっているところで、そこから幾ら減少するかというやり方ですので、こういうジグザグしているときにはなかなかとりづらいという評価ではないかとということでございます。

したがって、私どもの評価としては、この中ではB案が一番近いのかなということでございます。

10ページは、各都道府県産米の需要見通しです。これにつきましても前回の6月30日のときに案から案というのを示しております。ただ、都道府県の生の需要量をそのままこの式でやりますと、それで各県別に出したものを足し上げたときに、全国計と合わないということになりますので、県産米の場合には、ウエイトを使って出すということ

にしないといけません。したがって、そういう別の操作を加えて出すということになります。

案がトレンド回帰方式、案が2年移動平均方式、案が直近3カ年の単純平均、案が6月末在庫を起点とした直近1年間の需要量、こういうことのウエイトでどうかという4案をお示したところでございます。ここは、各都道府県産米の在庫のとり方が、先ほどちょっと申し上げましたとおり、11年産～14年産の振れ方が非常にあるということと、多分いろいろな要素がからまり合って、この都道府県産米の需要量の実績もかなり微妙な振れ方をしているという面があるのではないかと。特に、右側の四角で書かせていただきましたが、これは6月30日のときにも、考慮すべき事項の可能性のある事項ということで書かせていただきました。例えば作柄状況、品質状況、価格変動、生産調整目標面積の達成状況、こういう要素がありますので、そこがどうなのかということも影響を与える可能性があるということでございます。

さらに、今後の需要動向を見通す際にも、各県がどのような稲作振興方針をとっていくのか、それから、各県産米の販売戦略はどうか、奨励品種の生産拡大、品種をどうしていくのかという話、それから、政府の買入れと売却がいろいろな県とのバランスがありますので、それがどう影響を与えるのかというような考慮すべき問題点というのが出てくるということでございます。

あくまでも今回の需要見通しというのは、ある程度定量的にこうとりました、数量でこういう影響を与えられているはずだ、そういうことが出ないとなかなか反映しにくい。あくまでも客観的な手法で出したいということでございますので、これをどれだけ、どういうふうに反映できる余地があるのかということも含めまして、今後十分に検討していかないといけないのではないかと。先ほど御提案がございました各産地のヒアリングとか、流通業者さんからのヒアリング等を踏まえてやっていかないと、なかなかこれは難しいかもしれないということでございますので、残念ながら、今回は需要見通しの素案という形での数量は出しませんでしたということでございます。

そういうことで今回の需要見通しですが、ここまでのところにおきましては全国ベースの需要見通しを、どの案で、どういう形で出すかということについて皆様の御議論を賜りたいということでございます。

以上です。

質疑・意見交換

八木部会長 それでは、ただいま説明いただきました需給見通し編につきまして御意見をいただきたいと思えます。特に平成 15 年、16 年の需要見通しの計算方式の案を、この 4 つのうちからどれにするかということについて今回議論していただくこととなりますが、よろしくお願ひいたします。

藤尾委員、どうぞ。

藤尾委員 ただいまの説明の中では、B 案が一番振れが少ないのではないかと考えております。ただし、需給というのは、価格と作柄によって大きく左右されることは間違いのないわけですから、そのために、生産、出荷、流通の段階の在庫数量を的確に判断してほしいということになります。

もう一つは、出荷業者 500 トン以上、卸売業者 1,000 トン以上というところで数量を出されたら、99% 以上カバーできるのではないかと考えておりますので、ぜひお願ひしたいと思えます。

それから、これら一つ一つが積み重なっていきますと、いわゆる売れる米づくりとか、各県間のバランスが相当違ってくるということになりますので、今山田さんおりませんが、相当抵抗が予想されると思えますので、その辺をどのように考えていらっしゃるかということになります。

以上です。

八木部会長 あわせて、委員請求資料がありますので、その説明をいただきたいと思えます。

今城計画課長 今、藤尾委員から御指摘がございましたが、私、委員要求資料の説明し忘れてしまいました。そこら辺も含めて説明させていただきます。

資料 4 の 12 ページ、需要量の変動要因というところがございます。今回の 15 年 6 月末の調査は、先ほど藤尾委員がおっしゃられたとおり、かなりいろいろな在庫をとるのですが、前年と比較できるところがないので、今回は残念ながら、自主流通法人の在庫ということでは比べられないので、そこが今回の限界というところがあるかと思えます。そのようなお話が前提としてございます。

そこで、需要量の変動要因ということで、で、今回は登録出荷業者の保有する自主流通米在庫のみの比較ということになってしまわざるを得ないという限界があります。

それから、今おっしゃられたとおり、価格動向や作柄によって、これも相当量の在庫の取り崩しまたは積み上げが生ずることがあるかと思えます。

ですが、これは先ほど動向編のところでも御紹介いたしましたけれども、生産調整とかいろいろなもので引き締めたりしております関係で、価格が変わる。その時点で在庫にどういう変動があるのかということとかいろいろな要素が出てきます。そういうことで需要量の変動という形にはね返ってくるということではないかと思えます。

13 ページは、自主流通法人と卸売業者の在庫を足した形で並べております。この作業は本編でもしているわけですが、そこでならしても、若干まだ振れがあるのですが、それでも、例えば 13 年のところをごらんいただきますと、自主流通法人の方がへこんだところは卸売業者さんの在庫が上がるという関係があるということではないかと考えております。

14 ページは、中村委員の方から 6 月末と 10 月末を起点とした需要量の比較という資料要求があったところでございます。今までの米穀年度ですと 10 月末を起点としていたわけですが、それとどういように違うのかという御質問がございました。結論から申し上げますと、一番下の表をごらんいただければわかるのですが、両方とも振れているということで、6 月と 10 月で有意な傾向が出ているということではないようでございます。

いずれにいたしましても、今後在庫をつかまえるウイングを広げますので、比べられる前と後ろがだんだん蓄積されていけば、かなり精度が変わってくると思えますので、今回は過渡期ということで、仕方ないのかなということでございます。

15 ページは、今まさに藤尾委員がおっしゃられた在庫をとる対象でございます。前回今井委員の方から御要求があった資料ですが、出荷取扱量 500 トン以上の業者を今年から対象にしたわけでございます。それによりますと、現行登録業者の取扱量、約 500 万トンのうち約 96% が把握できるということになります。また、無登録業者の方を含めた場合にも、大体 500 トン以上で 83% が反映されるということでございます。

それから、販売量の 1,000 トン以上という業者の対象のとり方ですが、登録卸売業者の取扱量 474 万トンのうち 99% の方が 1,000 トン以上の卸売業者さんでございますので、そういう把握ができる。登録小売業者を含めた場合にも、65% 以上が 1,000 トン以上ということですので、今回の調査をずっと続けていけば、在庫のとり方の精度は上がるということではないかと思っております。

続きまして、16 ページです。これは生源寺委員の方から、過去のデータで実際とトレ

ースしてみたらどうなのかという御要求がありました。これにつきましては、結論的に申しますと、3番のところの表をごらんいただければと思いますが、要するに、実績と比べてどれもそんなにフィットしているわけではないということですが、私どもとしては、やはり振れの修正ですとか、そういうことを考えますとB案が優れているのではないかと考えております。C案、D案は直近年の基準年の使い方がネックになって、なかなか難しいということではないかと思えます。

最後、17 ページですが、最近の米の需要量と価格の関係ということです。これは山田委員、立花委員、岩田委員、中村委員、小熊委員、複数の委員から要求があった資料でございます。従来、ほとんどの自主流通米については、産地品種銘柄の間で上がるものもあれば下がるものもあるということではなくて、大体全体が上がれば全体が上がるし、全体が下がれば全体が下がるという傾向を示しておりました。しかしながら、取引の多様化とか、JAS法に基づく精米表示の罰則強化、こういうものがありまして、今までのように一律で動くということではなかなかとらえられなくなっているというのが現状でございます。

具体的にどういう感じかということをおの下に書かせていただきました。平成14年のグラフを右側につけさせていただいておりますが、まず、精米表示の罰則強化の関係で「新潟コシヒカリ」を確保しようという動きが強まって、キュッとここが高騰する。このため、他県産のいわゆる「コシヒカリ」、それから岩手産や宮城産の「ひとめぼれ」に値ごろ感が出て、この需要が上がり、価格が上がる。「新潟コシヒカリ」についてはその反動で値を戻すというようなことが起こる。また、片や「ひとめぼれ」の価格が上昇するということが起こりまして、競合銘柄と一応言われております、例えば「あきたこまち」の需要が高まって価格が上がる、こういうような動きが出るわけでございます。

他方、「北海道きらら」ですとか、「福岡ヒノヒカリ」については、持越在庫がたくさんあったということと、価格設定に割高感が生じたということがありまして、依然低位で推移したということになっております。

したがいまして、前のように、きれいに全体が一致して上がったり下がったりするということではなくて、それぞれ独特の動きが出てきているのではないかと考えてございます。

以上、委員要求資料の御説明をさせていただきました。

藤尾委員の2点目の御質問、各県の売れる米づくりに影響が出るのではないかとこの

とですが、まさに売れる努力をしているところの産地が評価されて需要量が伸びれば、それが評価されて生産目標数量に反映されていくというのが今回の米改革の基本的な考え方でございますので、産地としては大変だと思いますけれども、逆にそういう形にしていかなないと売れる米づくりは進まないということではないかと私どもは考えております。

八木部会長 生源寺委員、どうぞ。

生源寺委員 まず、全国の需要の見通しですが、A、B、C、Dとありまして、過去のものにするとどれも外れるということですので、なかなか難しいのですが、眺めていると、藤尾委員もおっしゃいましたけれども、B案が比較的安定しているかなという感じはいたします。

ただ、二つ細かいことを申し上げたいと思います。

一つは、A案は平成5年産を落として推計しています。B案はそのまま生かしておられるのですが、図を見るとB案は生かしておられるような感じがしますが、これは落としてしまって間を補正するような、要するに、前年とその次の年の間で補間して数値を出すということも一つの考え方ではないかと思えます。この場合もほとんど変わらないと思えます。つまり対前年差で追ってきておりますので、あまり変わらないと思えますけれども、その点が一つです。

もう一つは、どれが優れているかというときの議論の中に、これまでの基本計画に近いからという御説明があったのですが、基本計画で見込んだ需要量の減少量に近いのでということがあったのですが、これはあまり説明にはならないのではないかという気がいたします。

次に、今日は全国ベースの需要量の見通しの話ですが、都道府県産の需要の見通しにも絡む点について少しお話し申し上げたいと思います。資料2の一番最後のページで、今城課長が最後に御説明になったところで、過去の需要量に影響を及ぼした可能性があり得る点、それから今後の問題があるわけでありまして、それで、使用可能なデータも整備されてきますので、恐らく全国の需要量の見通しも毎年改善されていくということが、あるいはあるかもしれません。ただ、そんなに大きく基本的な考え方を変えるということには多分ならないだろうと思えます。つまりトレンドの上で大体見ていくということで、この部会で合意が得られて、国がそういう形でやるということであれば、そういう格好になると思うのですが、問題は、配分という言い方がいいのかどうかは別にして、都道府県レベルの問題だろうと思うのです。

ここは、前回の議論は、いわば出発点として 16 年産のものについての都道府県別の需要量を見通すということですが、16 年産米はどういうことになるのでしょうか。15 年産米、今田んぼにあるお米については古い制度のもとでの配分で、古い制度のもとでつくられるわけです。16 年産は、需要量の見通しは古い制度のもとでデータをもとに、しかし、新しい制度のもとでそれが配分される。新しい制度のもとで配分されるということは、新しい制度のもとで農家の方はいろいろ行動されるという格好になってくるわけです。ですから、徐々に新しい制度に移っていくということがあるわけです。

一番大事なものは、2 のアの都道府県における水田農業あるいは稲作に関する振興方策ですとか、販売戦略といったことが売れ行きに影響を持つだろうということになるわけです。今回の米政策の改革の願目の一つは、要は、米についていろいろな意味での総合的な力を発揮していただいたところに、それ以降の生産目標数量の配分が厚くなるような、こういう形を目指しているということだろうと思うのです。

そうしますと、16 年産米の需要量に関する出発点の決定の議論と、それ以降の 17 年産米の生産目標数量、18 年産米の生産目標数量の決定の間には、相当考え方の違いを導入する必要があるのだらうと思うのです。17 年産米で言いますと、15 年産米についての努力が相当反映されるという形に移っていくのだらうと思うのです。18 年産米については 16 年産米までの、つまり新制度に移ってからつくられたお米の販売なりの努力が反映されていくということになるのだらうと思うのです。

今日は具体的な数値が出ていないわけですが、いずれこれは決めなければいけないわけです。私の提案は、今求められているのは、まず、16 年産米に関する県別の配分の方式を決めるためのいろいろな数字ですが、それと並行して、17 年産米についての方式の議論もこの部会で始めるべきだと。そのために国としてのアイディアを出していただいて、それをここで議論するというところを始めた方がいいだろう。そうしますと、農家の方、農業者団体の方は、今度はこういう生産なり、こういう力の入れ方をすれば、それが次のお米のつくり方にこうはね返ってくるんだということがあらかじめ予示されるわけです。提示されるわけです。そういう環境をつくり出すということが非常に大事で、その意味で、ちょっと先走っているようではありますが、次の次のことも一緒に議論していく。これはいろいろ細かなことがあると思いますので、「概定」というくらいでいいと思うのです。ただ、こういう方針で行くんだなということが今の段階からわかるようなことを考えていただければありがたいということです。

少しややこしいことを申し上げましたけれども、要は、次の次のことももう考えておくべきだということでもあります。

八木部会長 先ほどの平成5年のことも含めてお願いいたします。

今城計画課長 平成5年の数字ですが、結論から申しますと、2年移動平均ですと両方かかってきますので、入れても入れなくても同じということでございます。

それから、2点目と申しますか、非常に重たい課題でございますが、県別の16年産は、旧制度の実績をもとに考えざるを得ない。17年産以降については、16年産は新しい制度の中で考えて、まだ古いものも引きずる。だんだん新しい考え方の配分に基づいて、それが実績に反映されて出ていくということになっていくわけです。おっしゃるとおりでございます。

私ども、少なくともこの秋には16年産の需要見通しをきちんと議論していただいた上で、生産目標数量というものを県別に決めなければいけないという議論をしております。その際に、まず需要見通しの考え方を、今生源寺委員がおっしゃったように、農家の米づくりの指針になるようなことを十分考慮しながらやっていかなければいけないということは認識しております。

ただ、今のところ、これまで生産調整の面積を決める際にいろいろなことが、ある意味ガラス張りでないところがあったという事実もございまして、したがって、それを今後どういうふうに客観性を持たせて、ガラス張りの中で数値化して議論していけるのかということをもまずトライしなければいけないということは当然でございます。その上でさらにあるのが、生産目標数量というものがある移行期間の間は、在庫縮減をどうするのかという議論もしなければいけない。その在庫をどの県が幾らしょっていくのかということも一緒に議論しなければいけないということになっていくわけでございます。

そういう売れる米づくりに向けて、需要をこういうふうに見ていくんだという農家へのメッセージ性を入れた見通しの考え方をやるというのが土台にある上に、さらに在庫縮減の部分はどう目標数量として反映していくか、こういう作業をダブルでこの秋までにやらなければいけない。したがって、これはかなり時間がかかると思いますし、各県からのヒアリングなり、業者さんのヒアリング等をやりながら、結構時間をかけて案をやっていかないといけないのではないかと考えております。

結論から申し上げますと、したがって、委員から御指摘のようなことを念頭に置きながら、早目に作業にかからないといけないのかなと考えております。秋になって急にポンと

いうわけにはまいらないというふうに私どもも認識しておりますので、そういうやり方で案をつくっていきたいと考えております。

八木部会長 竹内委員、どうぞ。

竹内委員 前回欠席したので、今ごろこういうことを言うのは少しずれているかもしれませんが、こういう計算をして、分析をしてということ自体については、結論的には、これで進めていただいて結構だと思うのですが、ただ、このやり方は、需要を供給セクターの生産と在庫から推定しているわけです。国民経済計算でも、個人消費についてというのが一番難しいのですが、このベースになるのは最終需要、家計調査をベースにしているのです。需要というのは最終需要なのです。それだとよくわからないので、家計調査も限度がありますから、したがって、小売統計とか生産供給サイドの、百貨店統計とか、そういうものでチェックして補正するというやり方をしているわけです。

したがって、米の場合は年産の需要というのはいないんです。どうして7月、6月にしたかということ、生産が早くなって、7月から新米が出てきますから、生産者と販売流通の担当者は、今年産を1年間、つまり6月、7月にかけてどう売っていくのかというのがビジネスの計画になりますから、昔は秋口だったわけですが、9月とか10月ではもうずれているということで、今の実態に合うような形に変えたというのは大いに結構なのですが、需要は6月、7月どこで切っても1年間の需要なのであって、例えばここで言っている生産量というのはわかるのですが、在庫の変動というのはその年産の在庫ではないんです、過去の全体の在庫です。

ですから、在庫の変動をあらわした結果、波を打っているのは二つ理由があると思うのです。一つは、在庫のとらえ方というのが技術的に限界があること、二つ目は、同じことかなという気がするのですが、作況の影響を受けているのです。平成5年産の需要がこんなに低いはずがないんです。平成5年の6月、7月ですから、この年だけ米の消費が減ったということはないわけです。ですから、基本的にはマクロの超長期で、トレンドを見るときには、従来食糧庁がやっておられたマクロ需給のいろいろなものがありますよね、これは最終需要を直接チェックしているわけです。これをベースにして、生産サイドの方からチェックするというのはいいと思うのですが、これが需要推計の基本だというのはちょっといかがかなと思います。

したがって、2年変動平均とか何とかというのは、マクロ経済統計などでも、超短期の変動はいろいろな要因がありますから、ちょっとずらしてやっているというのは短期の景

気動向の分析に使っているのです。お米の需要で大事なものは、短期の、四半期単位の変動ではないんです。長期のトレンドで、今どういうトレンドにあるかというのが必要だと思うのです。ですから、生源寺先生の意見とは逆になるのですが、従来の手法による最終需要の推計のトレンドでむしろこれをマクロ的にチェックしてもらいたい、私はそういう必要があるのではないかと考えております。

したがって、A、B、C、Dでどれかというのは、私はよくわかりませんが、そういう観点から言うとAが一番実態に近いのではないかという気がします。もちろんBでやることに反対するほどの理論的根拠は持ってありませんが、そんな感じがします。

2番目は、こういう分析が必要なものは、非常に難しい、実務上最大の問題である県別配分に結びつけていく、県産米の県間流通とかという問題に結びつけていく、そこが必要なもので、こういう分析も必要なのかと想像しているのですが、そこが一番大事ですので、マクロの方は概ねの長期のトレンドからずれていないかどうか、過去の長期のトレンドで需要を把握したのが結果的に過大予測になっていなかったかどうかということはチェックしておいてもらって、大きな方針を決めていただいたら、部内の検討をなるべく早く、秋口に向けてあまり時間がありませんから、夏場は暑くてお気の毒ですが、一番大事な仕事を、ここは先生と私は同じ意味でのお願いといたしますか、要請をしておきたいと思います。

八木部会長 奥村委員、どうぞ。

奥村委員 私は、細かいことよりも、今度全国ベースの需給見通しを立てるということ、それから、生産調整をずっと実施している生産者にとって、ちょっと乱暴な言い方ですが、平成19年とか20年、我々が主体的に生産に取り組むまで、きちんとした見通しを、どういう見通しでやればいいのかという一つの助走期間だと思うのです。我々にとって一番大事なことは、価格も大事でしょうけれども、需給バランスが適正に図れるということが一番大事だと思うのです。それから、過去の生産調整に対する不信感等々についても、見通しが曖昧なのか、計算方法が間違っていたのか、その年によって変動するということが農業経営にとって大変迷惑がかかるわけですから、とりあえず余計つくった方が農家は喜ぶのかもしれませんが、16年～18年なのか、19年なのか、甘くせずに、きちんとした変動のない需給見通しを立てるということは、我々農業経営の計画を立てる者にとっては大変重要なことだと思います。

それから、その間に過去の積み増しの政府米の在庫、これは国によってきちんと整理をしてもらわなければいけませんし、自主流通米等々の過剰在庫は、その間きちんと在庫処

理できるということにならないと、19年、20年、我々が我々の責任で生産調整をしながら農業経営をするということにならないと思いますので、その観点というのは大変重要だと思いますし、認識をしておかないといけないと思います。

そういうことでは、ここにA、B、C、D案がありますが、B案がいいのか、A案がいいのかということもありますが、そういう甘い見通しというのは、この際やめた方が、一時は我々も辛いかもしれませんが、中長期的に見ると、そういうのはもうここでやめた方が私はいいと思います。

八木部会長 岩田委員、どうぞ。

岩田委員 3点ほどあるのですが、今お話が出た政府米在庫というのは、今回全く考慮に入っていない中での推計になっているのですが、150万トンですか、それを今後どういうふうに売っていくのか、処置していくのかによって、また需給にも影響を及ぼしかねないし、現在あれだけのものを国民の税金ですべて持ち続けるというのは無理でしょうから、いつかの時点できちんと政策的にもしなければいけないので、それがどう需給に影響してくるのかというのは、今回はないとしても、今後は考えていかなければいけない問題なのかなというのが1点です。

あと、資料2の3ページで、在庫量、今回は自主米のみの在庫でやったということですが、3ページを見ると自主流通法人在庫というのは、14年度85%が77%になっているということは、少し在庫が少なく出ているのだらうと思うのです。この場合は、多分卸売在庫に積み上がっているわけですから、「8,867」というのはもう少し引かなければいけないのではないかと。こういうのがあるから多分跛行して出てきているのだらうと思うのです。ですから、今年はしょうがないのですが、今後在庫が出るようになった時点では、今回A、B、C、Dの中でどれがいいというのが出たとしても、もう一回考え直さなければいけないことになるのだらうなと思います。

もう一つ、これは質問というか、先ほどいろいろ御意見が出て、確かにB案というのが一番リーズナブルなのかなという気もしたのですが、資料でいただいた、生源寺先生が御請求になったという中で、16ページの3のところ、A、B、C、D案、需要値との差を出しているのを見ると、意外とバラバラとなっているのですが、B案よりはC案の方が需要値に近いような値も出ているやに見えるのですが、これはいかがなんでしょうと悩んでしまったわけです。これで見ると、まだC案の方が需要値に近いじゃないかという気がしたので。

今城計画課長 お答えさせていただきます。まず、岩田委員の最後の御質問でございますが、要するに、実績値が振れているわけです。その振れが、C案、D案ですと、発射台が高いところから出すので、振れがたまたま高いところに行ったときにはスポンと一致しているということになって、近いように見えるということではないかと思えます。確かに一見して見るとそういうふうに見えるかもしれませんが、振れているところでたまたま合っているということで、
が立っていないのではないかと思えます。

それから、奥村委員から、平成 20 年から需要に見合った生産に移行する上で、これは助走期間として重要な時期であるということと在庫の処理のお話がありました。岩田委員の方からも政府米在庫をどうするのかというお話もございました。先ほども申し上げましたが、需要見通しを今回の作業では出していただいて、その需要見通しがある中で、では、在庫をどうやって需要の中に入れて、その分生産を減らすのか、どうするのか。そういう議論をこの先の議論としてしなければいけません。今お配りしているのは 10 ページまでなのですが、この後に生産目標数量の御議論を賜りますので、そこで御紹介したいと考えております。

それから、3 ページのところ、在庫がきちんと出ていないのではないかとということですが、おっしゃるとおりでございます。これは多分自主流通法人のところだけをとらまえているということから、この振れがあるということは多分事実だろうと思えます。したがって、今年初めてほかのデータをとる範囲をかなり広げるということで、来年と比べることができるようになれば、そこは一步前進になります。しかしながら、それは1年間だけの比べ方の実績になりますので、その部分をどう活かしてつなげていくか。これはある程度年数を続けないと、きちんとした数字の在庫量差し引きのものというのはなかなか出ていかないのかなというふうに思っております。

以上です。

八木部会長 峰島委員、どうぞ。

峰島委員 生産者として今非常に戸惑っているところでございます。米政策というのは、今移行、改革の時期でございますので、私たちもいろいろ改革していかなければいけないことはわかるのですが、需要量の算出で、北海道といわゆる東北地方は、雪に閉ざされてお米しかできないという条件もございまして、また近郊の都市ですと幾らつくってもお米が売れるという県もございまして、先の見えない方策に戸惑いを感じているわけですが、需要量の算出で非常に地域差が出るということをどういうふうに改善していったらいいのか

という気がいたします。一番問題で、悩みの種でございます。

それから、今在庫ということで、政府に在庫米がある。私たち生産者も政府の在庫米を早く、何とか政府の力で解消していただいて、そして生産者も協力してやっていく、そのような方策をぜひとっていただきたいと思っております。

それから、今高齢化が進んで、お米の需要が減っているという現状は御承知のとおりですが、日本型の食と、地産地消運動にも政府が一生懸命力を入れていただきたい。私たちはそれに取り組んでおりますけれども、B案でいきますと13万トンという数値も出てまいります。地元のお米は地元で食べようという運動とか、日本食のよさを知らしめるとか、そういった方向に進んでいていただきたい。私たちはともに協力し合って、お米のよい生産方法を生み出さなければならないと、今までの政府に対しまして怒りも覚えますし、何とか私たち農業の基盤となる食を考えていただきたい。私の意見でございます。

八木部会長 ありがとうございました。

小熊委員、どうぞ。

小熊委員 基本的な考え方については、今日資料でお配りさせていただいております「各委員からの意見等」に書かせていただいておりますので、ごらんいただければと思います。結論的に申し上げますと、現時点での総合的な判断としては、事務局から御提示いただいたB案が妥当ではないかと思えます。ただ、そのことには前提条件がありまして、前提条件について3点ほど申し上げたいと思えます。

一つは、私の意見の3枚目の最後に「(3) 需要見通しについて」というところで書かせていただいておりますけれども、 に書いてあることですが、私たちの食のあり方ですか、今の御発言にもありましたように、今後の生産者と消費者の結びつきのあり方等を含めて、どういうふうに努力していくべきかということは非常に大事なことでありますが、ただ、過去の反省で言いますと、思いが結果の数字に直結すると、先ほど来出ていますように、極めて甘い評価になってしまったりするということが往々にして起きるわけですが、どう努力をするかという方向性とは別に、客観的なデータで、国民に対して説明責任が果たせるようなものとしてやる必要があるのではないかと思います。

私どもでも事業計画を立てるときに、経費予算というのは非常にきつめに組みます。それはやむを得ないわけです。本来ならこうあるべきだということと、実態はこういうふうに移すのではないかとすることはきちんと区分けするということが大事だろうというのが1点です。

2点目は、生源寺先生もおっしゃいましたけれども、過渡期であるという認識が非常に重要だと思っております。今回のような取り組みが、ある意味では初めてのトライアルという面を持ってしまして、100%のものを要求してもいけないと思いますし、また、現在前提条件がありますので、その前提条件の限界性から来る問題もありますから、そういう意味では、今回選択することを未来永劫それで続けるんだというふうになってしまうとまた非常に問題がありますので、あくまで過渡期的なものというふうなことを頭に置いて判断するということが必要ではないかと思えます。

そういう意味で、3点目ですが、前提としてあるべきデータが、存在しないデータがかなりある。それから、データがあったとしても、確証が得られるものとして判断できるかどうかというのは非常に不安定なものがあるということになりますので、そういったものがきちんと存在し、確証が得られれば、その時点ではこういうことでやっていいのではないかというふうにきちんと区分けして整理するということが大事だろうと思えます。

そういう意味では、最初に申し上げた結論の部分で言いますと、今出すべきことで非常に大事なものは、中長期のトレンドに一番沿っているものはどれかということだと思えますので、個人的には、将来的に各種のデータが確定すれば、例えばC案とかA案とか、いろいろな選択肢があるのではないかと思いますけれども、今日の時点でということで、前提つきで事務局の提案で、さらに先ほど来出ております、次のステップの作業にきちんと取り組むということがむしろ重要だと思えますので、進めていただけたらと思っております。

八木部会長 生源寺委員、どうぞ。

生源寺委員 先ほどの発言で舌足らずのところがあったと思えますので、ちょっと補足をしておきます。基本計画の減少の量に近いのでいいのではないかということで、それはおかしいのではないかとこのことを申し上げたのですが、この部会は、今御発言いただいた小熊委員の意見の2枚目のところに、囲みで「第三者機関的な組織の助言を得て」云々というようなことがありまして、まさにその第三者機関的な組織としてここで議論をしているわけです。その意味で言いますと、主要食糧分科会とこの部会では一つの区切りがあってしかるべきだろうと。その意味で、あまり限定なしに過去の基本計画をベースに議論するのはちょっといかがかと思えます。

ただし、竹内委員もおっしゃいましたけれども、基本計画のときの需要の見直しには、それなりの根拠なり、それなりの考え方があるわけですので、かなりメンバーは入れかわっておりますけれども、それを一度ここで再評価した上で、それに照らしてもおかしくな

いという議論はおかしくないだろうと思います。

それから、マクロのといえますか、ある意味では計量経済学的な意味での推計ということも考えられて、例えば一番それで細かなことをやっているのは牛乳だろうと思います。この世界ではかなりのことをやっているはずですが、ただ、今回はいろいろなところにおける米の関係者の方が容易に再現できるような方式で計算した方がいいということもありますので、私自身は、その観点から言いますとB案かなというふうに思っておりますけれども、これがそういったいろいろな意味での予測から全くかけ離れたところのことを指し示しているとすれば、それはどうかということがございますので、そこはチェックするという必要かなと思っております。

八木部会長　そろそろ時間も迫ってまいりましたので、皆さんの御意見を伺いながら判断いたしますと、本年における全国の需要見通しの指標としましては、食糧部会としてはB案という方向でまいりたいと思います。ただし、委員の皆様方からいろいろ御意見をいただきましたように、米の消費動向をより正確に把握する、あるいは直近の需要も正確に見ていくということは何年かやる必要があるかと思ひますし、そういう意味ではC案とか、計量経済学的手法みたいな方法についても、来年度に向けていろいろ検討するという課題があるだろうと思います。ただし、今年についてはB案が妥当であるということでよろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

平成15年産米に係る需給見通し

八木部会長　そういうことでございますので、この案を前提に、事務局から資料をさらに配付して説明したいという要望がありますので、B案を前提とした資料の配付をお願いいたします。

それでは、計画課長の方から説明をお願いいたします。

今城計画課長　御説明させていただきます。

11 ページというのが頭になっておりますが、先ほどの需給見通しというのは、「需給」の「需要」のところまでということでした。したがって、需給見通しというものを、11 ページにおきましては、15 年産米の需給見通しが、要するに、来年の6月末まで特に心配なく需給が行くということで、この3というところでお示ししておるわけで

ございます。6月末在庫を基本とするということになりますので、右側の表は空白がありますが、15年6月末在庫というのが、今の実績では、全体需給の中で300万トンあり、うち政府米が約163万トン。私どもいつも10月末の在庫で議論していたので、途中の6月という数字が出てくると、相場感として、一体これは高いのか低いのかというのがよくわからなくなるので、ここが今回難しいところですが、一応15年6月末在庫としてそういう数字になるということでございます。

15年産米の生産量というのが右の表の上から2段目にあります。これは今年の15年産米の作柄が平年作という場合に854万トンの生産量になるという数字でございます。そうすると、300万トンと854万トンを足しまして、供給量が1,154万トン、ただいま御議論賜ったB案で需要量を見通しますと、それが869万トンということで、政府、民間流通合わせた来年の6月末在庫は、285万トンということになるわけでございます。これは10月末の在庫と全然違うので、多いという感じがすると思うのですが、これは6月末の数字ということでございます。

右側の空白のところは、政府米の需要量というところは政府の販売量になるわけですが、それとあわせて政府米の在庫がどうなっていくかということの後ほど説明させていただきたいと思っております。

したがって、この表では、要するに、来年6月末までの需給は国民生活に影響を与えるような、特に大きなものはないというようなことを推しはかっていたらそれで結構かなということでございます。

12ページは飛ばして、13ページですが、6月30日のときにも少し御説明しましたが、在庫の水準が適正と言われている水準よりも高いという状況でございます。これは本当は6月末で議論しなければいけないのですが、私ども、6月末で幾らが適正なのかという数字をまだ持ち合わせていないので、当面、10月末のところで見ないと何とも申し上げにくいということでございますが、右側の需給見通しというのは、従来どおりのライスイヤーでお示しをしたところでございます。

生産目標数量の考え方ではありますが、今過剰に在庫があります。昨年10月末で、政府米は155万トン、これは大体100万トンが適正であるということになっておるわけでございます。それから、民間流通の方にも、昨年10月末で約46万トンという在庫があるわけでございます。基本的には、政府がいわゆる備蓄機能を担うわけでございますので、民間には在庫を持っていただかないのが適正と申しますか、通常の姿でございます。したがって

まして、端的に申し上げれば、過剰在庫分が政府に 55 万トンあり、自主流通の方は、過剰という言い方をすると怒られるかもしれませんが、46 万トンある。したがって、約 100 万トン多く在庫があるという水準になっておるわけでございます。

生産目標数量におきましては、これを、要するに需要見通しは皆さんにお諮りしておりますとおり、ああいう形で客観的に出すということによろしいのですが、これを生産目標数量にしていくためには、この過剰な在庫を何年で、どのように縮減していくのかということが決まらないと、生産目標数量が決まらないという関係になるわけでございます。

先ほど来、政府米については早く在庫を処理してほしいというお話もございました。それから、自主流通の方は、これもできればない方がいいということでありましょう。その問題につきましては、実は今米改革の関連の対策につきまして、関係者、与党等の間で 16 年産以降の予算措置をどうするかという話、それから、具体的なメリット措置をどうするのかという話を、今けんけんがくがく議論していただいております。これは概算要求までに決めるという話が一方で進んでおります。

そのような中で、在庫を縮減することにつきまして、いわゆる生産者団体の皆さんからは、これを今回の米対策の中の一環として、国内需給に影響を与えないような形で処理をしてほしい。処理というか、需給の中に持ってこないでほしいという要望がなされております。あくまでもその前提で、自主流通米の過剰の在庫と思われる今ある在庫を、生産調整規模の拡大で生産者団体は少なくしていきたい、こういう御要望を米改革の中でされておるところでございます。今山田委員がおられないので非常にやりにくいのですが、そういう中にあります。

しかしながら、簡単に政府米の過剰分を処理してほしいと言われても、処理するにはかなりお金がかかる話になるわけでございます。財政負担はかかります。したがって、私どもとしては、お米については、消費者になるべく品質のいい、端的に言えば新しいお米を供給していくということが消費拡大にもつながるという観点がございますので、そういうふうなことをやりたいと思うわけでございますし、それを前提に生産者団体の方々も、山田委員がおられないので、私から申し上げますが、端的に言えば、2 年間でこの自主流通の過剰在庫は解消したい。そのための生産調整規模の拡大の用意はあるということをおっしゃっているわけでございます。その前提として、政府米が国内需給に出てくるのを、何とか出ないような措置をしてほしいというのが前提にあるわけですが、しかしながら、それには財政負担がかかるという状況にあるわけでございます。

したがって、今回の米改革の全体の中で決着させていかなければならない話なのですが、その先の政府米をどう処理するかということは一応置いておいて、政府米の155万トンのうち、実は8・9年産米が53万トンあります。この53万トンは非常に重たい数字でございますが、なかなか販売ができにくい状況になっておる米でございます。そういうものを取りあえず政府としては持つけれども、国内には出さない。販売凍結をした場合という前提で、生産者団体の方々は、2年間で生産調整規模の拡大をして在庫をなくすという意気込みを示しておられるわけです。

その前提に立った需給表というのが1枚別にお配りしたものでございます。8・9年産米53万トンを仮に販売凍結した場合、要するに、在庫として政府の方にありますけれども、括弧書きで「(53)」と書いてあるのが8・9年産米の意味でございます。販売凍結をした以上、その後どうするかという話がありますが、今後不作が来るかもしれませんし、いろいろな要素があるので、その処理の方針について、現在ここでどうするというのはなかなか申し上げにくいわけですが、仮に販売凍結をした場合という前提に立って、生産者団体の方々がおっしゃっておられるのは、16年産、17年産の生産量、これが生産目標数量ということになるわけですが、それを838、838と。これは目標数量であり、生産調整のネガの規模を言うのは本当はいけないのですが、わかりやすくするために申し上げますと、今106万haのところを110万haに拡大して取り組む用意があるということを示されておるわけでございます。

そういたしますと、この販売凍結をした53万トンというものを引いていただくと、全体需給が、政府米のところは100万トンだけで、自主流通米の方は在庫がなくなるという数字になる。あくまでも仮の数字でございますが、そういうことになるということでございます。

山田委員がおられないときに、私がしゃべってしまったのですが、山田委員の方からお願いいたします。

山田委員 それでは私の方から、本日の私の役割というのは、この部分をはっきり役所にも申し上げなければいけないということがありまして、大変恐縮でありますけれども、はっきり申し上げさせていただきます。

要は、今は生産者団体がといたしますか、私が別に全生産者を代表して物を言うみたいな話は到底あり得ないわけでありまして、極めて限定つきでしか言えないわけでありまして、いずれにしろ、政府在庫が100万トンといった場合、それをオーバーして数量があり

まず、かつ、我々の方にも自主流通米の在庫という形で 23 万トンの在庫があります。そうしたままで、新しい「米政策大綱」に取り組んでいきまして、かつまた、新しい「米政策大綱」は御案内のとおり、選択性でありますから、メリット措置に応じてやるという人がやる。やらない人は、ペナルティはありませんから、やらないと判断すればやらないでいくわけでありますから、やらないという人が圧倒的に多くなれば、幾ら生産目標数量なり需給見通しをいろいろ議論いたしましても、何の値もないというのが、この仕組みのものすごい危険なところであるわけであります。

この議論を続けますと、また生源寺先生はじめ皆さんと一緒に 1 年前の議論を繰り返すことになりますから、ぎりぎりここでやめますが、いずれにしろ、計画生産を目標とする対策が必要でありまして、その対策の内容の議論が一方で進められておりますので、そちらの方に忙殺されておりました、大変失礼したわけであります。

ところで、こうした形での在庫があったままで需給調整に入りまして、需給が安定するわけではないわけでありまして、常に過剰在庫を抱えた上での価格形成というのは下がるだけということになってしまいます。それでは計画生産の意味も、安定供給の意味も損なわれるわけありますので、ともかく政府備蓄の過剰に抱えている分については、きっちり政府の責任で処理するというのをやってもらいたいということがあるわけあります。

同時に、我々が抱えている部分を、今さら政府が引き取ってくれるということは到底あり得ないわけでありまして、今までもそうでありましたが、自分たちで処理しなければならぬわけあります。これを安売りしても、来年の米の需給に影響を与えるわけありますから、到底それはできないということでありまして、また、安売りすれば、安売りしただけ、その負担をどうするかということになりまして、農協に集まっている生産者の皆さんからだけしか負担はいただけませんので、これまた公平・不公平の重大な問題を抱えながら矛盾に苦しむわけあります。

ともかく在庫の部分は、このまま放置しておけませんから、2 年間かけて、生産者みんな、それこそ自己責任と意識改革できちんと取り組んでいきたいと思いますということを、責任を持てる立場ではないわけですが、皆さんに一生懸命訴えまして、お願いしていく。そして、価格の安定と、消費者へより安全・安心なものを安定的に届けようではないかということをやりたいという思いであるわけでありまして、ここはまず我々が民間在庫について、処理すると言った以上は、政府在庫の部分は政府が責任を持って、需給に影響を与えないように処理していただきたいと思うところあります。

なお、これは苦しい話でありまして、今年豊作になったらどうか、この天候の中でどうかと、いろいろな議論がありますから何とも言えないのですが、今年豊作になったらなつたで、さあ来年、再来年どうするかという問題が常に出てくる。これが今回のこの仕組みだということだけ、委員の皆さんに訴えたいと思っております。

以上です。

八木部会長 藤尾委員、どうぞ。

藤尾委員 山田さんのおっしゃるとおりなのですが、我々買う立場では、ここ何年間ずっと政府米を遠慮しているわけです。ですから、政府米を遠慮して自主流通米を先にとつてください、後から政府米を売りますというのはいかんです。

もう一つ、政府は、好きこのんで8年産、9年産を持っているわけではないわけです。商品にならないものを我々は買わなければいけないような状況になって、これも安心・安全の問題から言ったら大変なことです。基本的には新しいルールができますけれども、政府米も、自主流通米も、余った米も全部日本の生産者がつくっているんです。ここを基本的に考えていくと、今度新しい制度で、これができる場合は、本当に数字を守る、みんなが守る、生産者も守る、その中でルールをつくらなければ、この数字は、今年豊作であればというより、今年平年作であれば米はまた余ると思います。唯一、救われるとしたら、この天候で不作になったらいいわけです。しかし、そうは行きませんので、やはり数字については、きちんと生産者も、そして、国の方もルールの中でやってほしいということをお願いしておきたいと思えます。

八木部会長 横川委員、どうぞ。

横川委員 この話は大分山田さんとやって時間延長もしてきたので、改めて基本のところには触れたくありませんが、53万トンはどう処理するのかという目的なく棚上げということは、これはそうは行かない。これがはっきりした中で決着しないと、今までやったことの意味がなくなってしまうから、政治的決着にするのか、会議できちんと明確にするのか、そこは別として、はっきりしておかないと意味がないということを申し上げたいと思えます。

それから、今山田委員がおっしゃったように、お立場からの御発言だということは承知の上で申し上げますが、2年たったときに、きちんとやりますということもある程度お約束いただかないと、そのときはそのときだということでは困りますので、新聞を見ていると、新聞の情報と今この会議でやっていることとずれが出てきて、本当にどうなるのかと

いう部分的心配、個人的心配もありますので、はっきりできる部分についてははっきりしていかねばいけない。

ただ、不作か豊作かという、今日照が1週間不足で、出来ぐあいはあまりよくないです。梅雨が来週明けると、今年のお米、そんなにとれないのではないかと、私個人的には思います。多少天気が生産調整してくれるのかなと。これが豊作か豊作でないかという議論は、ここではあまりやらずに、基本的な考え方でどうするかをはっきりしておく必要があるのではないかとということだけ申し上げたいと思います。

八木部会長 ありがとうございます。

小熊委員、どうぞ。

小熊委員 新しい制度に移行するときに、古いものを引きずってはいけないということで理解をしたいというふうに思います。ただ、在庫の問題を、私ども日常やっているときの処理の仕方の原則だけ申し上げますと、残ってしまったものはしょうがないですから、できるだけ早くどうするのかということは明確にして、ずるずる引きずらないというのを原則にすべきだということが一つです。それから、繰り返さないようにするためにどうするかということで、例えば今8・9年産を棚上げするというお話がありましたけれども、来年になったら、10年産を棚上げする、11年産を棚上げするというような繰り返しが起こらないようにするというのをきちんと踏まえておくということが大事ではないかと思えます。

八木部会長 大泉委員、簡単にお願いいたします。

大泉委員 旧制度から新制度に移行する際に、この50万トンはどうするかということは確かに重要な話だと思うのですが、もしもそのときに、制度が相変わらず、国が需要予測をして、生産目標を配分するんだよという制度の中ですと、農家の方々個々人の自主判断がなかなかできない構造がまた起こると思うのです。さらに生産調整を強化するという話になってくると、ますます閉塞状況をその中に募らせてしまう可能性があるだろうと思うのです。

そうして見ると、新制度というのは何かと言ったら、個々人の生産主体が需要に応じて自分で判断して、自分で需要量を決めて、自分で販売する。販売したところは生産調整しなくていいんだよという話が早く見えるような需給体制を築く必要があると思うのですが、そういった議論を今後1年、2年かけてやるべきだという気がします。それが担保されない限り、この議論はなきに等しいという気がします。

八木部会長 ありがとうございます。

それでは、時間も大分たっておりますので、平成 15 年産米に係る需給見通し及び平成 16 年産米の生産目標数量については、さしあたり、今日の委員の皆様方の意見を踏まえて、さらに、在庫処理についても話をきちんとつけた段階で、最終的な数字を入れて公表していただくということによろしいでしょうか。

そういうことによろしく願いいたします。

また、各都道府県産米の生産目標数量についての御意見を今日もいただきましたけれども、この件につきましては、11 月までに議論を深めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

国の方針編

八木部会長 もう一つ議題が残っております、国の方針編につきまして、計画課長から説明をお願いしたいと思います。ちょっと時間がオーバーしておりますけれども、よろしく願いいたします。

今城計画課長 申しわけございません。ちょっと超過しておりますので、手早く御説明いたします。

これは基本指針の中の国の方針編でございます。1 ページをお開きください。基本的考え方は、昨年 12 月にお決めいただきました「米政策改革大綱」に基づいた考え方を大まかに書かせていただいております。御承知のとおり、昨年来けんけんがくがくの議論で、この基本的な方向、水田農業の未来を切り開くために、需要に応じた生産、市場を起点とした生産者団体、生産者の取り組みというものをベースに置いて、米づくりの本来あるべき姿、こういうものを実現していこうというところの道筋なり、当面の需給調整あり方、流通制度の改革のあり方、それに関連する措置、こういうものが「米政策改革大綱」で示されており、その部分を基本的にはそのまま書かせていただいております。

したがって、米づくりの本来あるべき姿の実現と道筋におきましては、基本法に基づく構造展望で示されております平成 22 年までに本来あるべき姿を実現するということにかんがみまして、基本的に平成 20 年度には、農業者、農業者団体が需給調整システムにおいて主役となるシステム、こういうものに移行するということでございます。

それまでの間、16 年産～19 年産までの間、これは 18 年に一回検証いたしまして、19

年からやるかどうかを決めるのですが、当面の間は生産目標数量というものを国が引き続き配分するということになりまして、遅くとも 20 年産からは農業者、農業者団体がこの場で議論して、公表される需要見通しに即した、自主的、主体的な需要に応じた生産の取り組みへ移行する、こういうステップを踏んで移行していこうということでございます。

流通制度につきましても、16 年 4 月から計画流通米、計画外流通米、そういう 2 本立ての制度ではなくて、米は米という形で、いわゆる民間流通する米は一本化されるという制度改正なり、自主流通米価格形成センターについても、その値決めを、市場実勢に合ったような弾力的な方向に変えていこう、そういうような流通の制度の改革も織り込まれておるわけでございます。

2 ページをお開きいただきたいと思います。そこに 4 で経営政策・構造政策の構築とあります。米づくりの本来あるべき姿というものをいち早く実現するために、政府としても経営政策なり構造政策の推進を強く推し進めていくという内容が書かれております。

さらに、5 . 水田利用のあり方・農業生産対策の展開ということで、将来米の需要減というものがどうしても見えてくる中で、多面的機能を果たしております日本の水田をどう有効利用していくか等々の考え方なり、消費者ニーズに応じた生産という観点からの農業生産対策、有機米ですとか、環境保全型農業、そういうものにどのように取り組むかということの基本的な考え方が述べられておるわけでございます。

2 ページの下の第 2 当面の方針ですが、ここは当面、政府米の販売の仕方等々について記述させていただいておるわけでございます。

3 ページの 1 米政策改革の着実な推進ですが、そののところについて、先ほど申し上げたとおり、生産目標数量について、在庫縮減と絡めてどういう措置をするかということ、ここに書いていくということになるわけでございます。

2 適正な価格形成の推進、3 15 年産米の需給及び価格の安定、それから、最近消費者の信頼確保ということが非常に重要なポイントになっております。米についても、きちんと J A S 法に基づく表示をしていくということについての基本的な考え方、そういうことをここに記述させていただいております。

4 ページ、第 3 備蓄の運営方針です。今まさに議論していただきましたようなお話の内容、当面の備蓄運営をどうするかということについて、今般のいろいろな米政策改革の取り決めの中で、この記述も、2 の ですが、やっていくということにさせていただければと思っております。

時間がなくて非常に雑駁な説明で恐縮でございますが、基本的には、昨年の「米政策改革大綱」の部分を着実に国はやってまいりますということが書いてあるということでございます。

八木部会長 ただいまの説明に何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

竹内委員、どうぞ。

竹内委員 意見というわけではないのですが、8年産、9年産の問題についての今の御説明や生産者側のお話というのは、ここの部会では議論するということではないんですね。つまりこの是非について、私の直感では、今の御説明から、政府の中でどういうふうに対応するかということを、いずれ遠からず決めますということをおっしゃっているので、それがいいのか悪いのかというのを部会として議論したら、とても30分や1時間では終わらない。もう一回基本論になってしまうわけですから、これについては、委員は特に意見を求められていない、感想を言う人は自由だけれども、ということではないかと私は思うのです。

ただ、一つだけ申し上げたいのは、何でこうなったのか。こうなった原因は、新しい「米政策改革大綱」はこれだ、基本的な考えはこれだということに反するような過去の事実があったからこうなったわけです。ですから、これは政府が処理しますからお任せくださいと。この問題を抜きにして、来年の需給をしっかりとやっていきますというわけにはいかないということだけはしっかり押さえていただきたい。こういうことを二度と繰り返さないようにするために需給の問題をやってきたわけですし、これからもやっていくわけですから、その点だけは感想として申し上げたいと思います。

今城計画課長 今竹内委員のおっしゃったとおりでございますが、8・9年産の問題というのは、私どもにとっては非常に重い話でございます。これは今後政府部内なりで決めていく話でございます。ここでイエス・ノーというお話ではないのではないかと考えております。

八木部会長 在庫処理については、政府の中できちんとした議論をして、数字を確定して、公表していただきたいと思います。

それでは、大分時間が過ぎておりますので、基本方針に関する本日の審議についてはこれまでにしたいと思います。

その他ということで、事務局の方で何かございますか。

今城計画課長 先ほど御議論いただきました需給見通し編、国の方針編でございますけ

れども、今竹内委員のおっしゃった、それから八木部会長のおっしゃったとおりでございます。私どもで最終的に数字を取りまとめて、それで公表させていただくという手はずになるということでございますので、よろしくお願ひいたします。

八木部会長 それでは、本日の議事を終了したいと思います。基本指針に関して本日皆様からいただきました御意見につきましては、冒頭でお話ししましたとおり、議事録として整理し、公開することとなります。その整理については私の方に御一任いただくということによろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

八木部会長 ありがとうございます。

それでは、本日、ちょっと時間がオーバーして大変申しわけありませんでしたけれども、活発な御議論ありがとうございました。

以上をもちまして本日の食糧部会を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会